

**豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部との
連携・協力に関する協定書**

豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部とは、相互の人的・知的資源の交流と物質資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部とが包括的な連携・協力のもと、まちづくり、人材育成、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第 2 条 豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 大学・短期大学の正規の教育課程編成にあたっての意見交換
- (2) 学生のインターンシップの推進
- (3) 社会人教育の推進
- (4) 産学連携の推進
- (5) その他必要と認める事項

(期間)

第 3 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の 2 か月前までに、豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

(その他)

第 4 条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部が協議して別に定めるものとする。

本協定書は 2 通作成し、豊橋商工会議所と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部がそれぞれ 1 通を保管する。

平成 28 年 7 月 25 日

豊橋商工会議所

会 頭 吉 川 一 弘



豊橋創造大学

学 長

豊橋創造大学短期大学部

学 長

伊 藤 晴 康

